

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※※ 第 5 回高梁市議会（定例）追加議案 ※※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令 和 4 年 9 月

高 梁 市

第5回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結果	頁
同意第1号	高梁市教育委員会教育長の任命について		3
同意第2号	高梁市教育委員会委員の任命について		7
同意第3号	高梁市固定資産評価審査委員会委員の選任について		11
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて		21

同意第1号

高梁市教育委員会教育長の任命について

高梁市教育委員会教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 田 幸 伸	

令和4年9月22日提出

高梁市長 近藤 隆則

提 案 理 由

教育長の任命について、議会の同意を求めるため。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 略

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

同意第2号

高梁市教育委員会委員の任命について

高梁市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 井 道 治	

令和4年9月22日提出

高梁市長 近藤 隆則

提 案 理 由

教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるため。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

(任命)

第4条 略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

同意第3号

高梁市固定資産評価審査委員会委員の選任について

高梁市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	吉 川 泰 子	
	難 波 周 子	
	山 縣 始	
	風 早 直 行	
	三 村 潔	
	内 岡 龍 己	

令和4年9月22日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

地方税法（抜すい）

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

高梁市税条例（抜すい）

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格（法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。）に関する不服を審査決定するために、高梁市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。

諮詢第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	妻 井 博 之	

令和4年9月22日提出

高梁市長 近藤 隆則

提 案 理 由

人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるため。

(参考)

人権擁護委員法（抜すい）

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。